

● 受給者証の申請手続きについて（例：新規申請の場合）

申請に必要な書類は下記の通りです。

① 自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書

※ 受診者が18歳未満の場合、保護者氏名の欄にも必ず記入してください。

※ 利用できる医療機関等については各都道府県、政令指定都市の指定を受けた医療機関（指定自立支援医療機関）であって、受給者証に記載されたところで利用が可能となります。

② 自立支援医療費（精神通院）支給認定に係る同意書

この同意書は、「世帯」の構成員の市町村民税課税状況を、課税証明書等の提出にかえて市町村で所得等を調査することに同意していただくものです。

※ 受診者の市町村民税の課税地が申請書を提出した市町村以外の場合は、申請者に課税証明書等を用意していただく場合があります。

③ 診断書（自立支援医療（精神通院医療）用）

診断書は京都府の指定する様式のものを出してください。（医療機関で京都府の申請に必要なであることを申し出てください）

※ 精神障害者保健福祉手帳との同時申請で、手帳用診断書を添付された場合は、診断書（自立支援医療（精神通院医療）用）を省略することができます。

④ 健康保険証の写し

本人と同じ健康保険に加入している方が「世帯」の構成員として所得等の確認対象となります。「世帯」確認のために次に記載する方の名前わかる部分と保険者名、記号番号のわかる部分の写しが必要です。

○ 国民健康保険に加入されている方 ⇒ 本人及び被保険者全員の氏名が分かるもの

○ 社会保険、共済組合に加入されている方 ⇒ 本人及び被保険者の氏名が分かるもの

○ 後期高齢者医療制度に加入されている方 ⇒ 住民票の世帯員で、後期高齢医療に加入されている方全員の被保険者証

⑤ 受診者の属する「世帯」が市町村民税非課税世帯で、受診者が公的年金等や障害年金等を受給されている場合、「公的年金等や障害年金、特別児童扶養手当、特別障害者手当等の証書の写しまたは振込通知書の写し」が必要です。

※ 受診者が18歳未満の場合には保護者の方の年金等の受給状況のわかるものが必要となります。

⑥ マイナンバーカード（お持ちで無い方は本人を確認出来る証明書（運転免許証、パスポートなど））

上記申請書類は、京都府精神保健福祉総合センターでダウンロードしていただくか、各市町村でご入手ください。窓口に必要な添付書類をご持参いただくとその場で申請出来る場合がありますので、各市町村へお問い合わせください。

また医療機関でご用意されているところもありますので、おたずねください。具体的な記入方法等は各市町村にご相談ください。

● その他

自立支援医療受給者証（精神通院）の交付にはおおむね2ヶ月かかります。

申請書類は市町村で受付後、京都府精神保健福祉総合センターへ送付され、審査をします。承認された方には市町村から受給者証が交付されます。

受給者証を発行され、月額自己負担上限額が定められている方に「自立支援医療自己負担上限額管理表（通院ノート）」を受給者証と一緒に渡します。

さらに詳しい情報については京都府精神保健福祉総合センターのホームページをご覧ください。